

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物 品 番 号	6 5 2 0 - 1 0 1 - 2 2 2 9 - 5	仕 様 書 番 号
歯科用カーバイドバー	EM-T 1 3 0 0 3 2 L	
	作 成	平成10年 9月30日
	変 更	令和 3年 2月 8日
	作成部隊等名	関東補給処用賀支処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する市販品の歯科用カーバイドバーについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S T 5 5 0 4 - 1 歯科用回転器具一軸一第1部：金属製

b) 仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

c) 法令等

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年8月10日法律第145号）（以下、“医薬品医療機器等法”という。）

2 一般的事項

“医薬品医療機器等法”によって、医療機器として製造販売を承認、認証又は届出された製品であるものとするほか、この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様書及び社内規格並びに商慣習による。

3 製品に関する要求

3.1 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、調達品目表による。

3.2 性能等

性能等は，調達品目表による。

4 品質保証

監督及び検査は，契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5 出荷条件

5.1 包装

包装は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，GLT-CG-Z000001の4.1による。

5.2 包装の表示

包装の表示は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，図1によるほかGLT-CG-Z000001の4.2による。

物品番号	6520-101-2229-5
品名	歯科用カーバイドバー
規格	FG用，No. 1931，10本
納入年月	
納入業者	

注記1 納入年月は，西暦で記入する。

注記2 使用期限，製造年月日及びロット番号があるものについては，製品自体に記載がない場合，図1に，その項目を追加し記入する。

注記3 納入業者は，契約の相手方の名称又はその略号を記入する。

図1—個装表示

6 その他の指示

6.1 提出書類

提出書類は，図2によるものとし，納品書に添付するものとする。ただし，使用期限，ロット番号等がない製品については，図2の該当欄に斜線を付すものとする。

6.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，GLT-CG-Z000001の8.3による。

納 入 品 証 明 書

住 所
会 社 名
代表者名

契 約 番 号
調 達 要 求 番 号

	物品番号	品名・規格	数量	製造会社名	製造年月	使用期限	ロット番号
1							
2							
3							
4							

・
・
・

納入品は、上記内容に相違ありません

(和暦) 年 月 日

図2－納入品証明書

調 達 品 目 表

調 達 要 求 番 号		作 成 部 隊 等 名	関東補給処用賀支処
調 達 要 求 年 月 日	令和 4年 3月11日	作 成 年 月 日	令和 3年 2月 8日
仕 様 書 番 号	EM-T130032L		

1 調 達 品 目

品名	カタログ製品名 ^{a)}
歯科用カーバイドバー	マニー (株) Mカーバイドバー+ IIクラス FG 10 入 ブリスター #M1931
	デンツプライシロナ (株) ミッドウエスト カーバイドバー オペレー ティブ FCCピアー FG 1931 1 0PK
	(株) 新協 SSホワイトカーバイドバー (FG) GW 1 (1931) 1パック (10本入り)
	(株) 松風 ジェットカーバイドバー FG (リムーバル) 5本入 1931
	カボデンタルシステムズジャパン (株) ブルーホワイトカーバイドバー リムーバル 用 FGタイプ ピアー 1931 1本 又は同等以上のもの (他社の製品を含む。)

注^{a)} この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

2 性能等

同等と判断する要求基準は次による。

- a) 軸部形式は、J I S T 5 5 0 4 - 1 の箇条4に規定する、軸部形式 (タイプ) 3, フリクショングリップ用 (FG用) とする。
- b) 材料は、作業部が主として炭化タングステン (タングステンカーバイド), 軸部が製造者等の任意の金属材料とする。
- c) 作業部の構造は、クロスカットを有する6枚刃とする。
- d) 寸法は、作業部の最大径が1.0 mm (許容差, ±0.1 mm), 作業部の長さが1.6 mm~2.0 mmとし、全長は、19 mm (許容差, ±0.5 mm) とする。
- e) 最高許容回転速度は、300 000 min⁻¹以上とする。
- f) 数量は、10本入り (又は合計10本を1セット) とする。